

自己商標酒類卸免許取得

生産者が心を込めたオリジナルのお酒を醸す!

酒類販売免許の条件緩和と通知書

令和3年3月16日付で申出のあった長岡市臨川新田町字前島970番100及び970番101の酒類販売免許の条件緩和については、これを認めることとし、平成18年10月16日付で通知した酒類販売免許に付けた条件を令和3年4月22日付で下記のとおり改めましたから、酒税法第21条の規定により通知します。

① ② ③

酒類の販売方法は、自己が輸出する清酒並びに自らが開発した商標又は銘柄の酒類の卸売(酒類販売業者又は酒類製造者に対し酒類を販売することをいう。)及び小売に限る。ただし、酒類を通信販売により小売する場合は、次によること。

④

1. 販賣の範囲は、次に該当する酒類に限る。
 (1) カタログ等(インターネット等によるものを含む。)の発行年月日の属する会計年度(4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。)の会計年度における酒類の品目ごとの課税移出数量が、全て2,000キロリットル未満である酒類製造者が製造、販売する国産酒類。
 (2) 輸入酒類。

2. 酒類の販売方法は、2都道府県以上の広範囲な地域の消費者等を対象としてカタログ等(インターネット等によるものを含む。)を使用して販売のための誘引行為を行い、通信手段により購入の申込みを受け、配達により商品の引渡しを行う小売販売で、かつ、酒類の購入申込者が20歳未満の者でないことを確認できる手段を講ずる場合に限る。

- 自己商標酒類卸免許取得の通知書**
- ①自己が輸出する清酒…**輸出免許**
 - ②自らが開発した商標又は銘柄の酒類の卸売…**自己商標酒類卸販売**
 - ③小売…**小売酒類販売免許**
 - ④酒類を通信販売…**通信販売酒類免許**

その分米の消費に繋がります。そして何よりも、生産者の楽しいお米づくりが求められています。育てた米の日本酒を飲みましょう!



チューハイ、ビールあります!!



念願の卸免許取得

酒は制限品(未成年飲酒禁止)であり、酒税の徴収から、製造と販売について厳しいルールがあります。

「松坂牛の生産者は松坂牛を食べたことがない」
 真実なのかわかりませんが、良いものは市場に出してしまうため、生産者は自ら味わうことがないという逸話です。

**育てた米を酒にして
農業・人生を楽しもう**

米生産者自ら販路開拓

自ら育てた米でオリジナルの日本酒が醸せれば、米づくりはさらに楽しくなります。販売する小売店が増えれば

「お酒の小売店に卸せる」を取得しました。
 これにより、有機栽培米の酒米を使用した日本酒や当社で育てたホップを使った地ビールなど、オリジナルのお酒を委託醸造して、全国のお酒の小売店に卸すことができます。

エコライス新潟では、販売免許として、通信販売免許(県をまたぐ販売)を取得し、さらに輸出(海外への輸出)、小売(地域での個人客への販売)と免許を拡張してまいりました。そして今回、「自己商標酒類卸免許(お酒の小売店に卸せる)」を取得しました。

最先端技術 「ドローンによる播種を間近で見学!!」



4条で種子を深さ1cmに打ち込む



協力:(株)オプティム、(有)アシスト21



新入社員

おかつ 雄勝が見た

直播ドローン

令和3年3月入社

今回初めてドローンによる播種を視察させて頂きました。
 日本の農業では、担い手不足や高齢化に対応する為の新しい技術開発が課題となっております。ドローンを使用することで大幅な時間短縮が見込め、さらにはAIによる雑草や病害虫の検出と農薬散布、生育分析と施肥も出来るようになるとのことでした。
 将来的にスマート農業化が進み、誰にでも操作出来るようになれば、農業未経験者でも新たに農業を始める人が増えるのではないかと感じました。
 今後は従来の栽培方法だけでなく、スマート農業についても知識を深めていきたいと思っております。